

(府勞連)

回 答

令和6年6月20日
総務部職員長

(府労連)

去る令和6年5月27日に、府労連からご要求のありました諸事項につきましては、これまで数次にわたる事務折衝及び先般の課長交渉を通じまして、皆様方のご意見は十分に承ってきたところでございます。

皆様方のご意見を、上司にも十分に伝えますとともに、この間、ご要求の諸事項全般につきまして、検討を行ってきたところでありますが、社会経済情勢が依然として厳しいことから、我々としても、その対応に苦慮しているところでございます。

とりわけ強くご意見のある諸点につきましては、その後も引き続き、鋭意検討を進めているところでありますが、これまでの交渉及び事務折衝を踏まえ、現段階での考え方を申し上げたいと存じます。

第1のご要求について、府労連との、これまでの良き労使関係については、今後とも維持してまいりたいと存じます。

我々としては、この基本的立場に立ちまして、職員の給与・勤務条件に関わる諸問題については、誠意をもって、府労連と十分協議を行ってまいりたいと存じます。

第2のご要求について、人事委員会勧告は、労働基本権制約の代償措置であることから、尊重することが基本と考えております。

第12のご要求について、知事部局における予防接種費用の助成拡大については、感染症拡大防止対策等の有効な手段であると考えられることから、鋭意検討しているところでございます。

第13のご要求について、病気休暇取得に伴う診断書の取扱いについては、職員の負担軽減及び適正な休暇取得等の観点から、鋭意検討しているところでございます。

子の看護休暇の取得事由については、令和6年5月31日に、「子の行事参加等の場合も取得可能」とする育児・介護休業法が改正されたところであり、今後、国家公務員の対応を注視してまいります。

その他のご要求の諸事項については、先般、課長回答でお答え申し上げたとおりでございます。

ご要求に対する回答は、以上でございます。